

第4章

地域社会・国民とのかかわり

第1節 地域コミュニティとの連携

1 市民生活の中での活動や社会に貢献する活動

防衛省・自衛隊は、地方公共団体や関係機関などからの依頼に基づき、様々な分野で民生支援活動を行っている。これらの活動は、自衛隊への信頼をより一層深めるとともに、隊員に誇りと自信を与えている。

陸自は、全国各地で発見される不発弾の処理にあたっており、平成26年度の処理実績は約1,560件（約57.1トン）で、沖縄県での処理量が全体の約40%を占めている。海自は、機雷などの除去・処理を行っており、平成26年度の処理実績は約333個（約4.8トン）であった。

また、駐屯地や基地を部隊活動に支障のない範囲で開放するなど、地域住民との交流に努めているほか、各種の運動競技会などにおいて輸送などの支援を行っている。加えて、一部の自衛隊病院などにおける一般診療、離島の救急患者の緊急輸送など地域医療を支えている。さらに、国などの

方針¹を踏まえ、分離・分割発注²の推進や同一資格等級区分内の者による競争の確保³など、効率性にも配慮しつつ、地元中小企業の受注機会の確保も図っていく。



「姫路城大天守保存修理事業完成記念式典」において
姫路城上空を飛行するブルーインパルス（15（平成27）年3月26日）

参照 資料72（市民生活の中での活動）、資料73（社会に貢献する活動）

2 地方公共団体などによる自衛隊への協力

厳しい募集および雇用環境の中、質の高い人材を確保し、比較的若い年齢で退職する自衛官の再就職を支援するためには、地方公共団体や関係機関の協力が不可欠である。

また、自衛隊の駐屯地や基地は、地域社会と密接なかかわりを持っており、自衛隊が教育訓練や

災害派遣など各種の活動を行うためには、地元からの様々な支援・協力が不可欠である。さらに、国際平和協力業務などで国外に派遣される部隊は、関係機関から派遣にかかる手続きの支援・協力を受けている⁴。

3 地方公共団体および地域住民の理解および協力を確保するための施策

地方防衛局は、部隊や地方協力本部などと連携し、地方との協力関係の構築に努めている。具体的には、防衛政策や米軍再編についての説明や調整を行うほか、地域住民を対象とした防衛問題セ

ミナーの開催や、在日米軍施設・区域周辺の住民と米軍関係者やその家族との日米交流事業を行っている。また、各種事態や事件・事故の発生の際に必要な連絡調整にあっている。

1 正式名称は、「中小企業者に関する国等の契約の方針」（14（平成26）年6月27日閣議決定）

2 たとえば、一般競争入札に付す際に、商品などを種類ごとにブルーピングし、当該グループごとに落札者を決定する方法

3 A～D等級に分類された入札参加資格のうち、中小企業が多くを占めるCまたはD等級のみで競争すること

4 こうした支援などに加え、隊員に対しても、国民からの激励の手紙などが多数寄せられている。これらは、隊員の士気を高め、自衛隊が国民とともにあることへの自覚を強くするものである。

4 防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策

1 防衛施設の規模と特徴

防衛施設⁵は、用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものが多い。一方、在日米軍施設・区域（専用施設）の土地面積のうち約24%は、日米地位協定により自衛隊が共同使用している。また、多くの防衛施設の周辺地域で都市化が進んだ結果、防衛施設の設置・運用が制約されるという問題が生じている。また、航空機の頻繁な離着陸などが、周辺地域の生活環境に騒音などの影響を及ぼすという問題もある。

参照 図表Ⅲ-4-1-1（自衛隊施設（土地）の状況）、図表Ⅲ-4-1-2（在日米軍施設・区域（専用施設）の状況）

2 防衛施設と周辺地域との調和を図るための取組

防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として、わが国の安全保障に欠くことのできないものであり、その機能を十分に発揮させるためには、防衛施設と周辺地域との調和を図り、周辺住民の理解と協力を得て、常に安定

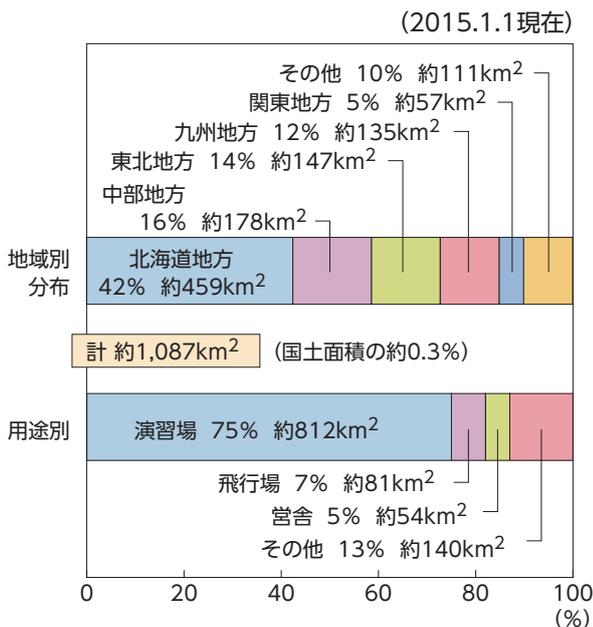
して使用できる状態に維持することが必要である。このため、防衛省は、74（昭和49）年来、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」（環境整備法）などに基づき、防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策を行ってきたところである。

参照 図表Ⅲ-4-1-3（防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策）
資料74（防衛施設周辺地域の生活環境の整備などの施策の概要）

(1) 環境整備法の施策

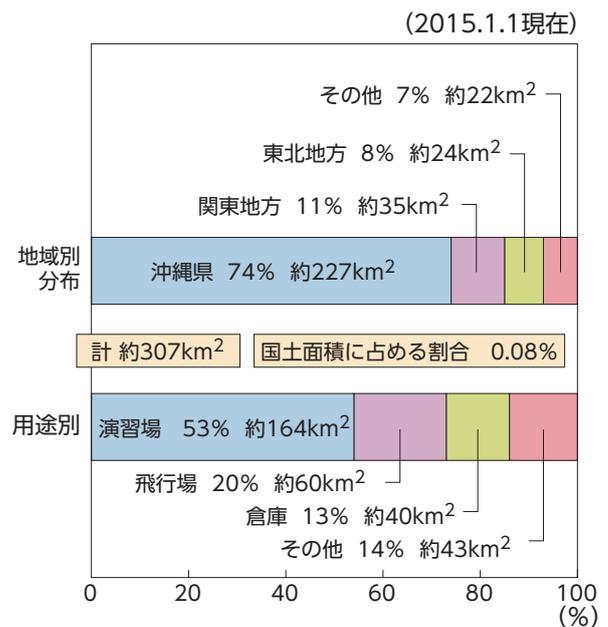
自衛隊や米軍の行為あるいは飛行場をはじめとする防衛施設の設置・運用によりその周辺地域において生じる航空機騒音などの障害について、防衛省は環境整備法に基づき、その防止、軽減、緩和などの措置を講じてきた。さらに、関係地方公共団体などからの要望などを踏まえ、11（平成23）年に同法を一部改正し、特定防衛施設周辺整備調整交付金について、医療費の助成などのいわゆるソフト事業への交付を可能とするための見直しを行ったほか、交付対象となる防衛施設の追加などを行った。また、住宅防音工事を重点的に実

図表Ⅲ-4-1-1 自衛隊施設（土地）の状況



(注) 計数は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

図表Ⅲ-4-1-2 在日米軍施設・区域（専用施設）の状況



(注) 計数は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

5 自衛隊が使用する施設と日米安保条約に基づき在日米軍が使用する施設・区域の総称

図表Ⅲ-4-1-3 防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策

目的	施策	事業内容
騒音障害を防ぐ	防音工事の助成	○小・中学校・幼稚園などの教育施設、病院・診療所などの医療施設、保育所、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設 ○住宅
	移転補償など	○建物の移転などの補償 ○土地の買入れ ○移転先地の住宅などの用に供する土地にかかる道路、水道、排水施設その他の公共施設整備
	緑地帯の整備	○植樹、草地整備など
騒音以外の障害を防ぐ	障害を防ぐ工事の助成	○用水路、ため池、道路、河川改修、テレビ放送の共同受信施設など
生活・事業上の障害をやわらげる	民生安定施設の助成	○道路、無線放送施設、養護老人ホーム、消防、公園、ごみ処理施設、老人福祉センター、学習等供用施設など ○農業用施設、漁業用施設など
周辺地域への影響をやわらげる	特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付	○交通・レクリエーション・社会福祉施設などの公共用施設の整備 ○医療費・コミュニティバスの運営費・学校施設等耐震診断費など※

※環境整備法の一部改正(11(平成23)年4月27日施行)により新たに追加

施し、その進捗を図っている。

なお、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、14(同26)年4月からPDCAサイクルの徹底を図る取組などにより、交付金の効果の向上を図っている。

参照 資料75(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部改正)

(2) 今後の防衛施設と周辺地域との調和を図るための検討

防衛省としては、防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策のあり方について、関係地方公

図表Ⅲ-4-1-4 平成27年度基地周辺対策費(歳出ベース)

(単位: 億円)

事項	本土分	沖縄分
障害防止事業	103	19
騒音防止事業	423	79
移転措置	37	3
民生安定助成事業	212	19
道路改修事業	67	4
周辺整備調整交付金	166	29
その他事業	18	6

共団体からの要望などを踏まえ、厳しい財政事情を勘案し、より実態に即した効果的かつ効率的なものとなるよう引き続き検討している。

参照 図表Ⅲ-4-1-4(平成27年度基地周辺対策費(歳出ベース))

第2節 情報発信や情報公開など

1 様々な広報活動

防衛省・自衛隊の活動は、国民一人ひとりの理解と支持があって初めて成り立つものであり、分かりやすい広報活動を積極的に行い、国民の信頼と協力を得ていくことが重要である。

内閣府の「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」(15(平成27)年1月調査)によれば、国内外に広がる自衛隊の活動に対し、国民からの期待と評価が高まっている。この結果を踏まえ、防衛省・自衛隊の実態がより理解されるように、今後も様々な広報活動に努めていく。

参照 資料76(「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」抜粋)



車座ふるさとトーク(香川県善通寺市)において地域住民と意見交換する左藤防衛副大臣